



全ト協発第331号(環・適)
令和6年9月24日

各都道府県トラック協会 会長 殿
地方貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長 殿

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関
公益社団法人全日本トラック協会
会長 坂本克己



「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為
及び日車数等について」の一部改正について

平素は当協会の業務運営にご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、飲酒運転事故件数が下げ止まり増加傾向にあること等を受け、今般、国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課長、安全政策課長、自動車整備課長の連名により、別添のとおり「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について（平成21年9月29日国自安第75号、国自貨第79号、国自整第69号）」の一部が改正されました。

なお、本改正は附則により、令和6年10月1日から施行され、令和6年9月30日以前の違反行為については、改正前の通達に定める規定により行政処分等が行われるものとなります。

つきましては、貴協会及び地方実施機関におかれましても本趣旨をご理解の上、傘下の会員事業者に対する周知徹底方をお願い申し上げます。

以上